

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2023年 6 月30日
【会社名】	明治海運株式会社
【英訳名】	Meiji Shipping Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 内田 貴也
【本店の所在の場所】	兵庫県神戸市中央区明石町32番地
【電話番号】	神戸078(331)3701
【事務連絡者氏名】	専務取締役 笹原 弘崇
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区上目黒一丁目18番11号 明治海運株式会社 東京本部
【電話番号】	東京03(3792)0811
【事務連絡者氏名】	専務取締役 笹原 弘崇
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【提出理由】

当社は、2023年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものです。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2023年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件（商号の変更）

当社は海運業を祖業として1911年5月に設立して以来、事業を發展させてまいりました。現在、当社グループは海運業以外にも、ホテル、不動産等の事業を展開するに至っております。多業種化したグループの中核として当社が一体感を創出し、当社グループが持続可能な企業集団として更なる成長を成し遂げるべく、商号の変更を行うものであります。

（下線は変更部分を示します。）

変更前	変更後
(商号) 第1条 当社は明治海運株式会社と称し、英文では <u>MEIJI SHIPPING CO., LTD.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は明海グループ株式会社と称し、英文 では <u>Meiji Shipping Group Co., Ltd.</u> と表示す る。
(新設)	(附則) <u>1 第1条（商号）の変更は、2023年10月1日から効 力を生ずるものとする。但し、2023年9月30日ま でに開催される取締役会において、これと異なる 日を効力発生日とすることを決定した場合には、 新たに定められた日から効力を生ずるものとす る。</u> <u>2 本附則は、第1条（商号）の変更の効力発生日の 経過後にこれを削除する。</u>

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、内田 和也、内田 貴也、笹原 弘崇、藤川 仁、水野 敏郎、丹生 雅之、吉ヶ江 隆
介、大野 勝久および長谷 吉博を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)(注)3
第1号議案	314,595	319	—	(注)1	可決 99.8%
第2号議案					
内田 和也	298,636	16,354	—	(注)2	可決 94.7%
内田 貴也	298,685	16,305	—		可決 94.7%
笹原 弘崇	312,877	2,113	—		可決 99.2%
藤川 仁	312,863	2,127	—		可決 99.2%
水野 敏郎	312,837	2,153	—		可決 99.2%
丹生 雅之	312,894	2,096	—		可決 99.2%
吉ヶ江 隆介	312,869	2,121	—		可決 99.2%
大野 勝久	302,764	12,226	—		可決 96.0%
長谷 吉博	312,778	2,212	—		可決 99.2%

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

3. 本株主総会に出席した株主の議決権の数(事前行使分および当日出席分)に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合です。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。